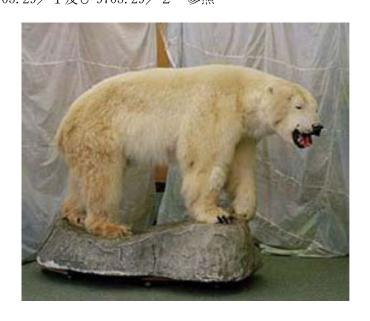
9705.22 1. 剥製にしたホッキョクグマ

本品は、台付きの、剥製にしたホッキョクグマである。 通則 1 及び 6 を適用 4303.90/1、9705.29/1 及び 9705.29/2 参照



9705.29 1.2羽の剥製にした鳥

本品は、生息地を模した台に取り付けた、2羽の剥製にした鳥である。 通則1及び6を適用

4303.90/1、9705.22/1及び9705.29/2 参照



9705.29 2. おおじかの頭から肩まで(生皮)の装飾品

本品は、おおじかの頭から首までの生皮から成り、枝角付きである。内部(枝角を支える部分の頭蓋骨を除く。)は取り除かれ、成型したポリウレタンに取り替えられている。目は人造のものに取り替えられている。

通則1及び6を適用

4303.90/1、9705.22/1及び9705.29/1 参照

